

## 京都市有料老人ホーム設置の手續に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）に基づく有料老人ホームの設置について、手續その他必要な事項を定めることにより、入居者の保護、良質なサービス提供及び適正な運営の確保を図ることを目的とする。

### (事前協議)

第2条 有料老人ホームを設置しようとする者（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）の登録を受けようとする者を除く。次条第2項及び第4項を除き、以下同じ。）（以下「設置予定者」という。）は、あらかじめ有料老人ホーム設置事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、事前協議を行うものとする。

2 市長は、事前協議書の内容について、市長が別に定める有料老人ホームの設置運営に関する指針（以下「指針」という。）への適合状況を審査し、設置予定者に対して有料老人ホーム設置事前協議完了済書（第2号様式）を交付するものとする。この場合において、事前協議書の内容が指針に適合していないと認めるときは、意見を付して交付するものとする。

### (設置届等)

第3条 設置予定者は、前条の規定による事前協議が完了した場合は、有料老人ホーム設置届出書（第3号様式）を提出するものとする。

2 市長は、第1項の規定により提出された届出書の内容が事前協議を完了した時の内容と相違ないと認めるときは、有料老人ホーム設置届出受理書（第4号様式）を交付するものとする。この場合において、当該届出書の内容が指針に適合していないと認めるときは、意見を付して交付するものとする。

3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた者が、市長に対して当該サービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームに該当することの確認を受けようとするときは、有料老人ホームであることの確認申出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により申出があった場合において、当該サービス付き高齢者向け住宅が有料老人ホームに該当すると認めるときは、有料老人ホーム確認通知書（第6号様式）を交付するものとする。

### (開始報告)

第4条 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅に該当する有料老人ホームを除く。以下同じ。）の設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速

やかに有料老人ホーム運営開始報告書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(変更届)

第5条 有料老人ホームの設置者は、法及び省令に定める事項を変更する場合は、変更後1箇月以内に有料老人ホーム事業変更届出書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の届出事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、第3条第1項の規定に準じて市長とあらかじめ協議するものとする。

- (1) 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- (2) 入居定員及び居室数

(廃止届)

第6条 有料老人ホーム設置者は、有料老人ホームの運営を廃止又は休止しようとする場合は、その1箇月前までに有料老人ホーム廃止(休止)届出書(第9号様式)を市長に提出するものとする。

(情報の提供)

第7条 市長は、設置予定者から提出のあった有料老人ホーム設置届出書の届出事項について、ホームページ等を通じて、利用者への情報提供に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

京 都 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

有料老人ホーム設置事前協議書

有料老人ホームの設置について、下記のとおり計画しているので、有料老人ホーム設置の手續に関する要綱第2条第1項の規定により協議します。

記

- 1 名 称
- 2 設置予定地
- 3 類 型
- 4 入居定員及び居室数 室 名  
    (内訳) 一般居室 室 名  
          介護居室 室 名  
          一時介護室 室 名
- 5 敷地の状況並びに建物の規模及び構造設備
  - (1) 敷地面積及び地目 m<sup>2</sup>
  - (2) 敷地に係る法規制の状況（都市計画法，農地法等）
  - (3) 敷地の所有関係 自己所有地・買収（予定）地・借地
  - (4) 敷地の取得計画 時期 年 月 日  
    買収 m<sup>2</sup>・寄付 m<sup>2</sup>（買収（予定）価格 千円）  
    （借地の場合 m<sup>2</sup> 年間借地料 円）
  - (5) 工事方法（新築・改築・改修等）
  - (6) 建築面積 m<sup>2</sup>
  - (7) 延床面積 m<sup>2</sup>
  - (8) 構 造 造 階建て
  - (9) 工事種別 （新築 ・ 増築 ・ 改築）
  - (10) 施設の主な機能及び設備
  - (11) 併設施設の有無（有りの場合は施設名）
- 6 初期投資見込額

- 7 資金調達方法
- 8 職員の配置計画
- 9 連携（協力）医療機関
- 10 入居者に対するサービスの内容
- 11 利用料及び入居一時金  
（額及び算定方法並びに入居一時金の返還の内容及びその方法）
- 12 入居対象者及び入居者募集方法

（添付書類）

- 1 有料老人ホームの設置趣意書
- 2 法人登記事項証明書，定款又は寄附行為（写し）
- 3 法人が実施する事業の全体概要
- 4 法人役員（就任予定者）の名簿等
- 5 法人の出資者一覧表
- 6 設置予定地の位置図及び公図（写し）
- 7 土地・建物登記事項証明書，賃貸借に係る資料等
- 8 建物の配置図，平面図及び各居室の面積表
- 9 都市計画法，農地法等の法規制状況を示す書類
- 10 資産を証明する書類（決算書類，銀行残高証明書等），親会社がある場合はその決算書
- 11 入居見込者数の積算書類（市場調査結果報告書）
- 12 医療機関との連携協力を示す書類
- 13 運営に関する書類（入居契約書，有料老人ホームの概要，重要事項説明書，介護サービス等の一覧表，管理規程等）
- 14 入居一時金，介護費用及び利用料の算定基礎を示す書類
- 15 入居者への返還債務の保全方法の概要及び保全措置を示す書類
- 16 サービス（一部）を委託する場合は委託内容及び委託先を示す書類
- 17 老人福祉法及び介護保険法に基づく所管庁からの指導状況に関する文書
- 18 その他参考資料

第2号様式（第2条関係）

保健介 号  
年 月 日

様

京都市長 印

有料老人ホーム設置事前協議完了済書

年 月 日に提出があった別添の有料老人ホーム設置事前協議書については、有料老人ホーム設置の手続に関する要綱第2条に定める事前協議を完了したので通知します。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

京 都 市 長 様

(設置者)  
所在地  
名 称  
代表者職氏名

有料老人ホーム設置届出書

有料老人ホームを下記のとおり設置しますので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 事業開始の予定年月日
- 3 施設の管理者の氏名及び住所
- 4 施設において供与される介護等の内容
- 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 6 施設の運営の方針
- 7 入居定員及び居室数
- 8 市場調査等による入居者の見込み
- 9 職員の配置の計画
- 10 法第29条第7項に規定する前払金，利用料その他の入居者の費用負担の額
- 11 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは，当該定め

の内容並びに返還金の支払いを担保するための措置の有無及び当該措置の内容

12 入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

13 医療施設との連携の内容

14 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法

(添付書類)

- 1 条例，定款その他の基本約款
- 2 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 3 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 4 長期の収支計画書
- 5 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付する施設において供与される便宜の内容，費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

第4号様式（第3条関係）

保健介 号  
年 月 日

様

京都市長 印

有料老人ホーム設置届出受理書

年 月 日に提出のあった有料老人ホーム設置届については、下記のとおり受理したので通知します。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置者の名称及び代表者名
- 3 入居定員及び居室数
- 4 事業開始の予定年月日
- 5 特記事項



第5号様式（第3条関係）

年 月 日

京 都 市 長 様

所在地  
名 称  
代表者

有料老人ホームであることの確認申出書

下記のサービス付き高齢者向け住宅について、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであることの確認を申し出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 入居定員及び居室数
- 4 施設において供与される介護等の内容
- 5 サービス付き高齢者向け住宅の登録年月日及び登録番号

（添付書類）

- 1 サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る資料
- 2 建物の位置図，配置図及び平面図

第6号様式（第3条関係）

保健介 号  
年 月 日

様

京都市長 印

有料老人ホーム確認通知書

年 月 日付けで提出の有料老人ホームであることの確認申出書で  
申出のあった下記のサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法第29  
条第1項の有料老人ホームに該当しますので通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 入居定員及び居室数

第7号様式（第4条関係）

年 月 日

京 都 市 長 様

（設置者）  
所在地  
名 称  
代表者職氏名

有料老人ホーム運営開始報告書

年 月 日付け保健介第 号で通知のあった有料老人ホーム設置届出受理書に係る施設について、下記のとおり運営を開始したので届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の竣工年月日
- 3 運営開始年月日
- 4 運営開始時の入所者数

（添付書類）

- 1 建物引渡し関係書類（写し）
- 2 建物検査済証
- 3 バリアフリー条例に係る検査済証
- 4 消防設備検査済証
- 5 重要事項説明書
- 6 介護サービス等の一覧表

第8号様式（第5条関係）

年 月 日

京 都 市 長 様

(設置者)  
所在地  
名 称  
代表者職氏名

有料老人ホーム事業変更届出書

有料老人ホームについて下記のとおり変更しましたので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 変更事項
- 4 変更内容  
(1) 変更前  
  
(2) 変更後
- 5 変更理由
- 6 変更年月日

有料老人ホーム廃止(休止)届出書

京 都 市 長 様

(設置者)  
所在地  
名 称  
代表者職氏名

有料老人ホームを下記のとおり 廃止 しますので、老人福祉法第29条第3項  
休止

の規定により届出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 廃止又は休止の理由
- 4 現に入所している者に対する措置
- 5 廃止年月日又は休止する期間